

キトラ古墳壁画の保存管理施設について(素案)

1. 保存管理の場所

- キトラ古墳の壁画については、恒久的な保存を図る観点から、当面の間、石室外の適切な施設で保存管理することとしているが、壁画は、古墳の重要な構成要素であり、現地の石室内で保存されることが基本であることから、古墳の諸要素である墳丘・石室・壁画は可能な限り近いところで、一体的に保存する。
- したがって、現在、キトラ古墳周辺においては、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区として整備されることが計画されていることから、保存管理する場所は、公園内を基本として検討する。

2. 保存管理施設の設備・条件について

- 保存管理・公開施設に求められる設備・条件等については、「文化財公開施設の計画に関する指針」の考え方や意図、内容等を十分反映した上で、キトラ古墳壁画の諸事情に対応していく。
- 壁画の保存・展示・修理・メンテナンスの機能を一体とする。

3. 壁画の展示活用について

- 壁画の保存を最優先とした上で、可能な限り、展示活用を実現する。
- 壁画の展示活用を実現するに当たっては、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」に準じながらも、キトラ古墳という文化財を体験的に理解できるような展示方法を検討する。

4. 保存管理施設の管理運営について

- 壁画の保存管理については、関係機関と連携しつつ、文化庁が主体となって行う。
- 管理運営は、学芸員や修理技術者等の人員配置も含めて、保存・展示・修理・メンテナンスの各々が有機的に機能するよう検討する。
- 管理運営の組織や体制については、重要文化財等の保存管理・公開に関する取扱いに十分なノウハウのある既存の組織や施設と連携する。

5. その他

- 上記の内容が可能な限り実現されるよう、地元自治体を含め、(独)国立文化財機構、国土交通省等の関係機関と十分協議する。